

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(加入等の手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、別に定める様式による加入等申込書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>申込者告知書</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 条例第5条の2第1項に規定する口数の追加の申込みは、加入等申込書に<u>申込者告知書</u>を添えて行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(加入等の手続)</p> <p>第4条 条例第5条第1項に規定する加入の申込みは、別に定める様式による加入等申込書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>申込者（被保険者）告知書</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>2 条例第5条の2第1項に規定する口数の追加の申込みは、加入等申込書に<u>申込者（被保険者）告知書</u>を添えて行わなければならない。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(掛金等月額の変更)</p> <p>第6条 加入者は、新たに条例第6条の2第1項第1号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするとき、又は同号に該当しなくなった場合は、別に定める様式による掛金等月額変更届書をその変更があった日から10日以内に所管する広域振興局長又は<u>地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p>	<p>(掛金等月額の変更)</p> <p>第6条 加入者は、新たに条例第6条の2第1項第1号に該当する場合で同条第1項から第3項までの規定の適用を受けようとするとき、又は同号に該当しなくなった場合は、別に定める様式による掛金等月額変更届書をその変更があった日から10日以内に所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2～6 [略]</p>
<p>(年金の給付手続)</p> <p>第7条 条例第7条第1項に規定する年金の給付の請求をしようとする<u>心身障害者</u>又は年金管理者は、別に定める様式による年金給付請求書に次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>心身障害者</u>及び年金管理者の住民票の写し（<u>心身障害者</u>又は年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>心身障害者</u>及び年金管理者の住民票の写し</p> <p>エ [略]</p>	<p>(年金の給付手続)</p> <p>第7条 条例第7条第1項に規定する年金の給付の請求をしようとする<u>被共済者</u>又は年金管理者は、別に定める様式による年金給付請求書に次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>被共済者</u>及び年金管理者の住民票の写し（<u>被共済者</u>又は年金管理者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本。以下同じ。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>被共済者</u>及び年金管理者の住民票の写し</p> <p>エ [略]</p>

2 知事は、前項の年金給付請求書を受理した場合において、年金の支給を決定したときは別に定める様式による年金給付決定通知書及び心身障害者扶養共済制度年金証書（様式第3号）を年金受給権者又は年金管理者に、年金を支給しないことに決定したときは別に定める様式による年金（加算額）不支給決定通知書を心身障害者又は年金管理者に交付するものとする。

（弔慰金の給付手続）

第10条 条例第13条第1項又は第2項の規定による弔慰金の給付の請求をしようとする加入者又は死亡した被共済者の葬祭を行う者は、別に定める様式による弔慰金給付請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）加入者の住民票の写し（加入者の氏名が知事へ届け出ている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本又は除籍の抄本）

（2） [略]

2 [略]

（書類の経由）

第16条 この規則により知事に提出する申込書、告知書その他の書類（以下「申込書等」という。）は、居住地（県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地）を所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の長を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申込書等は社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第13条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長を、町村の区域内に居住する者に係る申込書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。

様式第1号（第4条関係）

[略]

あなたは、\_\_\_\_\_の扶養者として心身障害者扶養共済制度条例に基づく心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

[略]

岩手県知事 氏 \_\_\_\_\_ 名印

2 知事は、前項の年金給付請求書を受理した場合において、年金の支給を決定したときは別に定める様式による年金給付決定通知書及び心身障害者扶養共済制度年金証書（様式第3号）を年金受給権者又は年金管理者に、年金を支給しないことを決定したときは別に定める様式による年金（加算額）不支給決定通知書を被共済者又は年金管理者に交付するものとする。

（弔慰金の給付手続）

第10条 条例第13条第1項又は第2項の規定による弔慰金の給付の請求をしようとする加入者又は死亡した被共済者の葬祭を行う者は、別に定める様式による弔慰金給付請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）加入者の住民票の写し

（2） [略]

2 [略]

（書類の経由）

第16条 この規則により知事に提出する申込書、告知書その他の書類（以下「申込書等」という。）は、居住地（県の区域外に居住する者にあつては、県内の最後の居住地）を所管する局長を経由しなければならない。この場合において、市の区域内に居住する者に係る申込書等は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の規定による当該市の福祉事務所の長を、町村の区域内に居住する者に係る申込書等は当該町村の長を経由したものでなければならない。

様式第1号（第4条関係）

[略]

あなたは、次のとおり心身障害者扶養共済制度条例に基づく心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。

[略]

岩手県知事 氏 \_\_\_\_\_ 名印

加入者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	____年 月 日
被共済者	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	____年 月 日

(A4)

[略]

1・2 [略]

3 加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月から心身障害者の生存中毎月所定の年金を支給します。

4 加入者が加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともあります。

5～8 [略]

9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、広域振興局、地方振興局又は県庁障がい保健福祉課にお問い合わせください。

様式第2号（第4条関係）

[略]

心身障害者扶養共済制度口数追加加入証書

あなたは、\_\_\_\_\_の扶養者として心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

[略]

岩手県知事 氏 \_\_\_\_\_ 名印

(A4)

[略]

1～3 [略]

加入日（加入の効力発生の日） ）	_____年 月 日
掛金払込期間	_____年 月 日から _____年 月 日まで

(A4)

[略]

1・2 [略]

3 加入者が死亡し、又は重度障害となったときは、その月から被共済者の生存中毎月所定の年金を支給します。

4 加入者が加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者若しくは被共済者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともあります。

5～8 [略]

9 この制度の内容については、「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を御確認ください。

10 この制度については、市福祉事務所、広域振興局保健福祉環境部又は県庁障がい保健福祉課にお問い合わせください。

様式第2号（第4条関係）

[略]

心身障害者扶養共済制度口数追加証書

あなたは、次のとおり心身障害者扶養共済制度の口数が追加されていることを証します。

[略]

岩手県知事 氏 \_\_\_\_\_ 名印

加入者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	_____年 月 日
被共済者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	_____年 月 日
口数追加日（口数追加の効力発 生の日）		_____年 月 日
掛金払込期間		_____年 月 日から _____年 月 日まで

(A4)

[略]

1～3 [略]

4 加入者が加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者若しくは心身障害者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともあります。

5～8 [略]

9 この制度についてお尋ねのときは、市福祉事務所、広域振興局、地方振興局又は県庁障がい保健福祉課にお問い合わせください。

4 加入者が加入の際提出した書類に不実の記載があった場合又は加入者の死亡若しくは重度障害が加入者若しくは被共済者の故意若しくは重大な過失によるものである場合は、年金が支給されないこともあります。

5～8 [略]

9 この制度の内容については、「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」を御確認ください。

10 この制度については、市福祉事務所、広域振興局保健福祉環境部又は県庁障がい保健福祉課にお問い合わせください。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の心身障害者扶養共済制度条例施行規則様式第1号及び様式第2号は、この規則の施行の日以後に交付する証書について適用し、同日前に交付した証書については、なお従前の例による。